



平成24年 2月14日 開会

平成24年 2月14日 閉会

平成24年 2月定例会

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

会 議 録

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

岡山県後期高齢者医療広域連合議会 平成24年2月定例会会議録目次

広域連合議会の開催(招集告示)について……………	1
議案の送付について……………	2
追加議案の送付について……………	3
運 営 予 定 表……………	4
議 事 日 程……………	5
会議に付した事件……………	5
監査結果報告一覧表……………	6
出席・欠席または遅参・早退した議員の番号・氏名……………	7
説明のため出席した者の職氏名……………	7
職務のため出席した書記の職氏名……………	7
開 会 宣 言……………	8
広域連合長あいさつ……………	8
報 告……………	9
日程第1 議席の指定について……………	9
日程第2 会議録署名議員の指名について……………	10
日程第3 会期の決定について……………	10
日程第4 一般質問……………	10
• 1番 黒見 節子君……………	10
広域連合長 高木 直矢君……………	11
事務局長 保崎 博道君……………	12
• 1番 黒見 節子君……………	13
日程第5 議案第1号・議案第2号……………	14
広域連合長 高木 直矢君(提案説明)……………	14
事務局長 保崎 博道君(提案説明)……………	14
採 決……………	16
日程第6 議案第3号・議案第4号……………	16
広域連合長 高木 直矢君(提案説明)……………	16
事務局長 保崎 博道君(提案説明)……………	17
• 1番 黒見 節子君(質疑)……………	20
事務局長 保崎 博道君……………	20
• 1番 黒見 節子君(質疑)……………	21
事務局長 保崎 博道君……………	22
• 1番 黒見 節子君……………	22
採 決……………	23
日程第7 議案第5号「岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関 する条例の一部を改正する条例)」……………	23
広域連合長 高木 直矢君(提案説明)……………	23

・ 1 番	黒見 節子君（質疑）	2 4
事務局長	保崎 博道君	2 5
・ 1 番	黒見 節子君	2 6
採	決	2 6
日程第 8	議案第 6 号「岡山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につ	
	いて」	2 6
広域連合長	高木 直矢君（提案説明）	2 7
採	決	2 7
閉 会 宣 言		2 7
一般質問発言通告一覧表・議案質疑発言通告一覧表・討論（反対）発言通告一覧表		2 8
会議録署名議員		2 9

岡 広 議 第 2 1 号
平成 2 4 年 1 月 3 0 日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合議会
議長 則 武 宣 弘

広域連合議会の開催について

このことについて、別紙写しのとおり、広域連合長より岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成 2 4 年 2 月定例会が招集されたのでお知らせします。

岡山県後期高齢者医療
広域連合告示第 2 号
平成 2 4 年 1 月 3 0 日

平成 2 4 年 2 月 1 4 日（火曜日）午後 1 時 3 0 分、岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成 2 4 年 2 月定例会を岡山県市町村振興センター 5 階大ホールに招集する。

岡山県後期高齢者医療広域連合長 高 木 直 矢

岡 広 総 第 5 0 0 号
平 成 2 4 年 1 月 3 0 日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 高 木 直 矢

議案の送付について

岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成24年2月定例会に提出する次の議案を、別紙のとおり送付します。

記

- | | |
|---------|--|
| 議案第 1 号 | 平成23年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号） |
| 議案第 2 号 | 平成23年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 議案第 3 号 | 平成24年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 |
| 議案第 4 号 | 平成24年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 |
| 議案第 5 号 | 岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 |

岡 広 総 第 5 2 1 号
平 成 2 4 年 2 月 1 4 日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 高 木 直 矢

追加議案の送付について

岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成24年2月定例会に提出する次の議案を、別紙のとおり追加送付します。

記

議案第 6 号 岡山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

平成24年2月定例会運営予定表

月 日	曜	時 間	会 議	摘 要
2月14日	(火)	午後1時30分	本 会 議	議席の指定について 会議録署名議員の指名につ いて 会期の決定について 一般質問 議案の上程・採決

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

平成24年2月定例会議事日程

平成24年2月14日（火） 午後1時30分開議

日程番号	会 議 に 付 す る 事 件
第 1	議席の指定について
第 2	会議録署名議員の指名について
第 3	会期の決定について
第 4	一 般 質 問
第 5	議案第 1 号 平成23年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正 予算（第1号） 議案第 2 号 平成23年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医 療特別会計補正予算（第2号） （上程・採決）
第 6	議案第 3 号 平成24年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 議案第 4 号 平成24年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医 療特別会計予算 （上程・採決）
第 7	議案第 5 号 岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条 例の一部を改正する条例 （上程・採決）
第 8	議案第 6 号 岡山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について （上程・採決）

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

平成24年2月定例監査結果報告一覧表

番号	受付月日	件名
1	23. 8. 16	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成23年 6月分例月出納検査結果報告
2	23. 9. 5	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成23年 7月分例月出納検査結果報告
3	23.10. 4	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成23年 8月分例月出納検査結果報告
4	23.11. 8	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成23年 9月分例月出納検査結果報告
5	23.12. 12	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成23年 10月分例月出納検査結果報告
6	24. 1. 10	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成23年 11月分例月出納検査結果報告
7	24. 2. 6	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成23年 12月分例月出納検査結果報告

出席・欠席または遅参・早退した議員の番号・氏名

議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退	議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退
1	黒見 節子	出席		10	近藤 隆則	出席	
2	田辺 昭夫	欠席		11	石垣 正夫	欠席	
3	草加 信義	出席		12	河島 建一	出席	
4	松原 繁之	〃		13	山崎 親男	〃	
5	磯田 博基	〃		14	大内 恒章	〃	
6	井戸 賢一	〃		15	山野 通彦	〃	
7	伊東 香織	欠席		16	万殿 紘行	〃	
8	西岡 憲康	出席		17	木下 哲夫	〃	
9	井手 紘一郎	〃		18	則武 宣弘	〃	

説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
広域連合長	高木 直矢	総務課長	上井 勉
副広域連合長	重森 計己	業務課長	平松 定義
副広域連合長	井上 稔朗	業務課資格賦課班長	祇園 敬治
事務局長	保崎 博道	業務課給付班長	小坂 憲広

職務のため出席した書記の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
書記長	横山 徹哉	書 記	赤澤 正基
書 記	西 祐典		

会議場所 岡山県市町村振興センター 5階 大ホール

○議長（則武 宣弘君）

本日、岡山県後期高齢者医療広域連合議会、平成24年2月定例会が招集されましたところ、皆様方には御多用のところ御参集をいただき、御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は、15人であります。伊東議員、石垣議員、田辺議員から欠席届が出ております。なお、田辺議員の欠席のため、田辺議員の一般質問、議案質疑、討論に関しては省略いたします。

定足数に達しておりますので、これより岡山県後期高齢者医療広域連合議会、平成24年2月定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

○議長（則武 宣弘君）

広域連合長より発言の申し出がありますので、許可いたします。

○広域連合長（高木 直矢君）

はい、議長。

○議長（則武 宣弘君）

広域連合長。

○広域連合長（高木 直矢君）〔登壇〕

本日、2月定例会をお願いを申し上げましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい時期にもかかわらず、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。開会に当たりまして、議長のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

後期高齢者医療制度運用から4年が経過しようとしているところでございます。制度開始後から少し落ちついてまいりました平成21年9月に、制度廃止をマニフェストに掲げた民主党に政権交代したことから、現行制度を廃止するため新たな高齢者医療制度の素案が作成され、「社会保障と税の一体改革」の関連法案（案）として政府与党にあつては、本年3月提出に向け準備をしているようでございます。しかし、与野党協議や関係団体との調整が進んでいるようには感じられません。先行きは依然として見えない状況にあるわけでございます。

このような中、今月6日に厚生労働省主催の事務局長会議が開催されまして、制度上の説明がございました。しかし、法案提出については政府与党主導で進められることから、制度廃止へ向けての説明も特段なく、厚生労働省としても今後、政府与党等の動きを注視しているような、そういうふうな状況であるわけでございます。私どもも制度の改廃につきまして、全国連合長会議や市長会、町村会などから、情報収集に努めながら今後の推移を注視していかなければならない。そして、現行制度が廃止となるまでは被保険者のために全力でこれを運営していかなければならないと考えております。

また、「平成24年・25年度の保険料率の改定」でございます。前回の改定時には全国的に大幅な保険料率の上昇が懸念されることから、厚生労働省から剰余金や財政安定化基金からの交付金を活用するなどの指示があったわけでございます。その結果、保険料上昇率5%以内に抑制する国の目標に対しまして、岡山県では4.2%に抑制することができたわけでございますが、結果として被保険者の皆様方に負担をお願いすることになったところでございます。

今回の改正に当たりましては、医療費が想定より伸びていないことから、直近実績を加味し、十分な見直しを図り、また前回同様剰余金と財政安定化基金の活用を図っております。しかしながら、被保険者数や高齢者負担率の増加によりまして、前回試算時と比較して1人当たり平均保険料が2.2%の増となり、今議会に保険料改定の議案を提出させていただいているものでございます。

さて、本日の定例会において御審議を賜ります案件でございますが、予算関係の案件が4件、保険料関係の条例案件が1件、その他選任同意が1件でございます。詳細につきましては、それぞれ御説明を申し上げますので、何とぞ慎重に御審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げます、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。〔降壇〕

報 告

○議長（則武 宣弘君）

この際、報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく平成23年6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月分の例月出納検査結果の報告がありました。事務局に保管しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 議席の指定について

○議長（則武 宣弘君）

日程第1、「議席の指定について」を行います。

会議規則第4条第2項の規定により、今回、当選されました井手紘一郎議員の議席は9番に、河島建一議員の議席は12番に、山崎親男議員の議席は13番に、大内恒章議員の議席は14番に指定いたします。

議席一覧表

1	黒見節子	10	近藤隆則
2	田辺昭夫	11	石垣正夫
3	草加信義	12	河島建一
4	松原繁之	13	山崎親男
5	磯田博基	14	大内恒章
6	井戸賢一	15	山野通彦
7	伊東香織	16	万殿紘行
8	西岡憲康	17	木下哲夫
9	井手紘一郎	18	則武宣弘

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（則武 宣弘君）

日程第2、「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、3番、草加信義議員、4番、松原繁之議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定について

○議長（則武 宣弘君）

日程第3、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第4 一般質問

○議長（則武 宣弘君）

次に、日程第4、「一般質問」を行います。

質問の通告がございますので、発言を許可いたします。

1番、黒見議員。

○1番（黒見 節子君）〔登壇〕

失礼します。1番、黒見です。一般質問をさせていただきます。3件お尋ねいたします。

1件目は、「全国協議会の要望書の内容について」ということです。全国後期高齢者医療広域連合協議会協議会の臨時広域連合長会議が昨年11月17日に行われたようです。前書きの部分を見ますと、「現行制度の円滑な運営と新制度の創設に向け」と書いておられます。高齢者医療の制度の充実のために出されたというふうに認識をいたしました。広域連合長が出席されていると思いますので、2件お尋ねをいたします。

要望書の中に「あんま・マッサージ・指圧師及び鍼灸師について」という項目があります。往療料、療養費支給申請書様式の全国統一化などが出されています。あんま、マッサージ、指圧、鍼灸など治療に通っておられる後期高齢者は多いというふうに思います。要望書以後の状況、今後の見込みについてお教えてください。

また、昨年3月の東日本大震災に関する項目もあります。震災の被害を受けられて岡山県に避難してこられている人たちの状況把握はどうされていますでしょうか。また、対象

者の保険料などの負担軽減措置も要望されています。要望に関して軽減措置は講じられる状況でしょうか。

2 件目は、「当事者や地域の意見収集の場について」お尋ねいたします。お隣の鳥取県のことなのですが、鳥取県後期高齢者医療懇話会が設置されているというふうにお聞きをしました。ホームページを見ますと、2007 年、平成 19 年 8 月からこの 1 月 19 日までの 11 回の会議録が載っておりました。委員は 18 人で、その中のある委員からお話をお聞きしましたが、委員の立場は大学医学部教授、婦人会代表、介護士会、公民館長、医師会代表、障害者の代表、市町村担当者代表、そして公募の方が入っておられるそうです。

また、県で勉強会を開いて、厚労省や県広域連合事務局長が説明して、意見交換もされたというふう聞いております。後期高齢者医療の当事者、それから地域の声を聞く目的で懇話会、懇談会を設置したり、そして県で関係者を集めて勉強会の開催など予定はされていませんかでしょうか。

3 点目です。「還付金等詐欺対策について」の状況をお尋ねいたします。還付金等の詐欺行為が時々ニュースなどで報道されています。岡山県内の各自治体ではどのような状況でしょうか。津山市では、地域包括支援センターの担当者とかそういう人たちが、老人会を対象にしたり、イベントで詐欺行為のコントを見てもらったりしながら広報しています。県内では広く情報を伝えるために、どのような対策をとっておられるのでしょうか。お教えてください。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

それでは、答弁を受けます。

○広域連合長（高木 直矢君）

はい。

○議長（則武 宣弘君）

広域連合長。

○広域連合長（高木 直矢君）〔登壇〕

それでは、黒見議員さんの御質問に順次お答えをしてみたいと思います。なお、具体的な詳細な内容等につきましては、後ほど事務局長のほうから御説明を申し上げますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

まず 1 点目でございますが、全国後期高齢者医療広域連合協議会でございますが、連合協議会では毎年 2 回厚生労働大臣に要望書を提出をいたしているところでございます。先ほど議員のほうからもございましたように、平成 23 年 11 月 17 日付で全国の連合会からいろんな要望を取りまとめまして、こうした冊子によりまして厚生労働大臣のほうに要望いたしたところでございます。私もこの全国の広域連合の副会長を今仰せつかっております、そういう立場でも厚生労働大臣のほうに皆さん方の要望をしっかりとしてみたいところでございます。

制度は開始から 4 年を経過いたしました。制度を取り巻く環境は混沌としておりまして、先行きが全く不透明な状況にあるわけでございます。また、事務的な状況におきましても、見直しをすべき点多々ございます。こういった要望は非常に重要なこととしまして、全国の広域連合からこういった要望を取りまとめまして、政府に対しまして、そういった強い思いを持って、新しい制度への構築へ向けての要望をいたしております。何

はともあれ、高齢者の方が安心して医療を受けられる制度になるよう、これからもそういう立場でしっかりと国のほうに要望してまいりたいというふうに思います。御質問の具体的な内容につきましては、事務局長のほうから答弁をさせます。

続きまして2点目でございますが、この案件につきましては、今日欠席でございますが、田辺議員さんからもたびたび御質問をいただいておりますのでございます。必要性については、私ども十分必要であるというふうに思っております。現行制度の運営を今後数年間継続することが想定されますので、意見を聞く場の設置につきましては、来年度に組織を設置できるように準備を進めてまいります。

議員からお話をいただきました鳥取県も含め、現在他の広域連合の状況や運営実態を研究をしております。来年度に入ってからとなりますが、委員の構成や具体的な運営方法等を取りまとめまして、来年度中には開催できるよう作業を進めてまいりたいというふうに思っております。その内容等につきましては、またこうした議会等でも報告させていただきながら、皆さん方の御意見も尊重しながらいいものにしていきたい、このように考えているところでございます。

3点目でございますが、還付金の詐欺対策でございます。岡山県内におきましては、私どもに直接お尋ねがあったことはございません。しかし、お年寄りをねらった同様の事案が何件も発生していることは、それぞれの各市町村からの連絡などにより承知をいたしているところでございます。広域連合におきましては、ホームページのトップページに注意喚起の記事を掲載をいたしております。また、岡山県内だけでなく、他の都道府県で発生をいたした事案も掲載をいたしております。今後も情報の収集に努め、ホームページなどでお知らせするとともに、県そして市町村とも連携を図りながら注意喚起を図ってまいりたい、このように考えているところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）〔登壇〕

事務局長でございます。連合長が御答弁されたもの以外の1点目の詳細について、御答弁させていただきます。

まず、1点目の「あんま・マッサージ・指圧及び鍼灸師について」のご要望につきましては、厚労省より「往療料については、個々の状況により支給の適否を判断する必要があり、支給基準をすべて明確にすることは困難であるが、共通の取り扱いについて疑義解釈資料を示したい。」との回答を得ています。

また様式につきましても、「療養費は償還払いが原則であるが、外傷性の疾患を対象とする柔道整復について、例外的な取り扱いとして受領委任形式により支給を認めており、統一の様式を認めている。一方、はり・きゅう及びあんま・マッサージについては、その対象疾患が外傷性でなく発生原因が不明確で、治療と疲労回復等の境界が明確でないことから、受領委任でなく、療養費の支給を行う前に保険者が支給要件を確認する通常の方法により支給することが適当であり、代理受領とする様式の統一は考えていない。」との回答を得ております。当広域連合におきましては、被保険者の方々の利便性にかんがみまして、制度発足当初から受領委任を認めておりまして、ひな形としての様式も備えていると

ころでございます。すべての広域連合が実施しているこの方式につきまして、国が認め、責任を持つよう、引き続き要望してまいり所存でございます。

次に、2点目の東日本大震災関係者関連の御質問でございますが、現在のところ該当地区からの転入者14名に、一部負担金免除申請の御案内を送付いたしております。その中で、要件を満たす被保険者から申請を受けまして、「後期高齢者医療一部負担金・標準負担額免除証明書」を交付しております。現在の交付人数は2名でございますが、これまでに免除となった方々は5名いらっしゃいます。

保険料につきましては、免除した人数は4名でございます。一部負担金・保険料ともに、当該地区からの被災者・避難者に対する免除措置に漏れないよう、引き続き市町村と連携を密にして業務を進めてまいります。軽減措置につきましては、病院の窓口で本人が支払う一時負担金や保険料などの免除措置など、きめ細やかな措置が現在講じられております。

以上で御答弁を終わらせていただきます。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

1番、黒見議員。

○1番（黒見 節子君）

どうもありがとうございました。

全国協議会の様子はよくわかりました。2年ぐらい前にお尋ねしたときには、全国協議会というのがあるのだということぐらいしかわかりませんでしたし、今日、年に2回出していらっしゃるということで、要望書もできればこの会議とかで御案内いただければありがたいというふうに思いました。

それから、あんま・マッサージとかという質問をさせていただいたんですが、制度がまだ続くだろうというふうに思っておりますので、検討とか要望とか続けていただければありがたいというふうに思います。

それから、当事者や地域の意見収集についての場ですけれども、設置を検討しているという答弁をいただいて、決定の場としてのこの議会はとても大事で当然なんですけれども、議会とは別にフリーに意見をいろいろな資料を見ながら、それぞれの立場で意見交換をして要望を出したり、そのことで何かその人たちが地域に広げたりしてくださるということで、制度の修正点とか要望が出てくるとか、そういうこともあると思いますので、ぜひこの会議が、懇談会とか意見収集の場が設置されることを願っております。特に質問、再質問はありません。

以上です。

○議長（則武 宣弘君）

答弁よろしいですね。

以上で通告を受けました一般質問はすべて終了いたしました。

以上で一般質問を終わります。

当初、休憩をするように申し上げましたが、引き続きさせていただきたいと思いますので、御了解ください。

日程第5 議案第1号及び議案第2号

○議長（則武 宣弘君）

それでは次、日程第5、議案第1号「平成23年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」、議案第2号「平成23年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」までの議案2件を一括議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

○広域連合長（高木 直矢君）

はい。

○議長（則武 宣弘君）

広域連合長。

○広域連合長（高木 直矢君）〔登壇〕

ただいま上程いただきました議案第1号「平成23年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び議案第2号「平成23年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の各補正予算についてでございます。保険給付費等の概算見込みによる減額や次年度財源に充てるための基金積立金、さらには予算精査によります不用額等を減額するなどの補正予算でございます。

一般会計におきましては、143億5,000万円を追加いたしまして、5,841万6,000円、特別会計におきましては、44億2,905万3,000円を減額し、2,311億7,597万4,000円とするものでございます。詳細につきましては、事務局長から説明をさせますので、よろしく御審議を賜り、御承認をいただきますようお願いを申し上げます。提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）

はい。

○議長（則武 宣弘君）

広域連合長。

○広域連合長（高木 直矢君）〔登壇〕

失礼をいたしました。金額の訂正をいたしたいと思っております。一般会計におきましては、143億5,000万円を追加いたしまして、5,841万6,000円になるわけでございます。大変失礼いたしました。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）〔登壇〕

それでは、補正予算の内容について御説明を申し上げます。

議案第1号、議案第2号の補正予算書によりまして御説明を申し上げます。

まず、一般会計の補正予算（第1号）でございます。

8ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、第2款国庫支出金及び第3款県支出金は、保険料不均一賦課に係る負担金の確定に伴いそれぞれ減額、第5款繰越金は前年度繰越金122万5,000円を追加するものなどでございます。

続きまして、10ページからの歳出でございます。

第1款議会費、第2款総務費ともに入札の結果や効率的な執行により、不用額を減額するとともに、総務費中一般管理費においては、職員派遣負担金の確定によりまして増額をいたします。前年度繰越金の2分の1を財政調整基金に積み立てをするため追加するものがございます。

12ページでございます。

事務費負担金についての各市町村の後期高齢者人口割に伴う負担金明細でございます。

次の給与費明細書でございますが、13ページが特別職に係るもの、14ページが総務課職員4名に係るものがございます。一般職の報酬、給料、期末手当は派遣職員負担金で支出いたしておりまして、その他の手当は時間外勤務手当でございます。

続きまして、議案第2号の平成23年度特別会計補正予算（第2号）でございます。

補正予算説明書により、御説明をいたします。8ページをお開きいただければと思います。

まず、歳入の主なものにつきまして、第2款国庫支出金でございます。第1項国庫負担金6億5,000万円余の減額につきましては、第1目療養給付費等負担金の概算見込みによる減額、第3目円滑運営臨時特例交付金の低所得者等の保険料軽減措置に伴う次年度の財源による増額などがございます。第2項国庫補助金3,000万円余の減額は、保健事業費補助金の確定に伴う減額などがございます。

第3款県支出金につきましては、第1項県負担金5億8,000万円余の減額は、第1目療養給付費等負担金で国庫と同様、概算見込みによる減額など、第2項県補助金3,000万円余の減額は、同じく国庫補助金と同様、保健事業費補助金の確定に伴う減額でございます。第3項財政安定化基金交付金10億9,000万円余の減額は、本年度財源充当する必要が生じなかったため減額するものがございます。

第4款支払基金交付金31億5,000万円余の減額についても国庫、県費と同様、概算見込みによる減額でございます。

第6款財産収入は、それぞれの基金の預金利子で、10ページの第7款繰入金は、第1項一般会計繰入金は、保険料不均一賦課に係る一般会計からの繰り入れ、第2項基金繰入金8億1,000万円余の増額は、保険給付費等の財源とするために、それぞれの基金から繰入金を増額するもので、第8款繰越金1億6,000万円余は、前年度繰越金を増額するもの、第9款諸収入1億3,000万円の増額は、交通事故等による第三者行為による保険給付費返納金の見込みによる増額でございます。

次に、12ページの歳出のうち主なものにつきまして、御説明を申し上げます。

第2款保険給付費は、上昇が若干鈍化したことにより、当初想定したほど伸びなかったため不用となるものなどにより、57億8,000万円余の減額をするものがございます。

14ページ、第5款保健事業費は、市町村で実施する健康診査事業に伴う市町村補助金の減額でございます。

第6款基金積立金で、医療給付費準備基金積立金は医療給付費財源、臨時特例基金積立

金は低所得者などへの減額措置財源のため、それぞれの基金に積み立てを行うため増額するものでございます。

次に、16 ページでございます。

市町村事務費負担金の市町村明細でございます。

17 ページの給与費明細書でございますが、一般会計と同様で業務課一般職員 18 名の明細となっております。その他手当は広域連合が負担している時間外勤務手当でございます。

簡単ではございますが、以上で説明とさせていただきます。失礼いたします。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第 1 号及び議案第 2 号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

議案第 1 号及び議案第 2 号について質疑を行います。質疑の通告はございません。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより議案第 1 号及び議案第 2 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 1 号及び議案第 2 号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 1 号及び議案第 2 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 6 議案第 3 号及び議案第 4 号

○議長（則武 宣弘君）

次に、日程第 6、議案第 3 号「平成 24 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」、議案第 4 号「平成 24 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を一括議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

○広域連合長（高木 直矢君）

はい、議長。

○議長（則武 宣弘君）

広域連合長。

○広域連合長（高木 直矢君）〔登壇〕

ただいま一括上程いただきました議案第3号「平成24年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」、議案第4号「平成24年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」でございます。これまでの実績を勘案し、各費目について十分な精査を行いました。リース期間の満了に伴う電算機器等の新規契約、特に特別会計においては、標準システムの改定に伴う機器更新等による事務費、被保険者の伸びに伴う保険給付費の上昇見込みなどにより、前年度より増加いたしております。

一般会計におきましては、6,274万5,000円を計上いたしており、対前年度を見比べまして110.1%で、576万4,000円の増額でございます。

特別会計におきましては、2,373億2,808万5,000円を計上し、対前年度比101.3%、31億478万4,000円増加となっております。

なお、執行に当たっては、レセプト点検等による医療費の適正化を図ること等、より適正かつ適切な事務処理を行ってまいります。詳細につきましては、事務局長から説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜り御承認をいただきますようお願いを申し上げます。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）〔登壇〕

それでは、当初予算に係る御説明を順次させていただきます。

まず、一般会計でございます。

予算書、予算説明書のほうの8ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入につきましてでございます。

第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目事務費負担金は、後期高齢者人口割で事務費を各市町村に願っている負担金でございます。

第2款国庫支出金及び第3款県支出金につきましては、保険料不均一賦課分の差額に応じて、国県がそれぞれ負担するものでございます。

第4款財産収入は基金利子、第5款繰越金は前年度繰越金、第6款諸収入はそれぞれの収入のために項目を設定させていただいております。

次に、歳出でございます。

11ページをお願いいたします。

第1款議会費は、議会運営のための経費でございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は広域連合組織の運営のための経費で、主なものとしたしましては11ページの第12節役務費で振り込みに係る振込手数料、第19節負担金補助及び交付金の総務課職員4名分の職員派遣負担金でございます。

第2款総務費、第2項選挙費につきましては、選挙管理委員会運営並びに任期満了に伴う広域連合長及び連合議会議員選挙に要する経費でございます。

第2款総務費、第3項監査委員費につきましては、委員報酬及び費用弁償でございます。

第3款民生費は、保険料不均一賦課分国県負担金を特別会計に繰り出すものでございます。

第4款予備費は、不測の事態に対応するため予算計上いたしております。

14ページでございますが、事務費負担金の市町村負担金明細でございます。

15・16 ページにつきましては、広域連合長を初めとした特別職及び総務課一般職の給与費明細でございます。

次に、議案第4号の「平成24年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について御説明いたします。

予算説明書で8ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入の主なものについて御説明をいたします。

第1款市町村支出金391億4,000万円余は、制度運営のための事務費を市町村で分担していただく事務費負担金、市町村で徴収していただいている保険料の保険料等負担金、療養給付費総額の12分の1に相当する療養給付費負担金でございます。

第2款国庫支出金のうち第1項国庫負担金568億3,000万円余は、療養給付費総額の12分の3に相当する療養給付費等負担金、レセプト1件80万円を超える高額医療費に対する4分の1支援の高額医療費負担金でございます。

同じく第2款国庫支出金、第2項国庫補助金198億7,000万円余は、財政力に応じて調整される普通調整交付金等の調整交付金、健康診査等に係る保健事業費補助金でございます。

第3款県支出金のうち第1項県負担金195億8,000万円余は、療養給付費総額の12分の1に相当する療養給付費等負担金、国庫負担と同額の高額医療費負担金でございます。

第3款県支出金、第2項県補助金5,000万円余は、国庫補助と同様、健康診査等に係る保健事業費補助金等でございます。

第4款支払基金交付金981億9,000万円余は、療養給付費総額の約4割の負担をお願いしております若年者層からの後期高齢者医療支援金でございます。

続きまして、10ページの第5款特別高額医療費共同事業交付金3,000万円余は、800万円を超えるレセプトの高額医療費に対する交付金でございます。

第6款財産収入につきましては、基金運用の預金利子でございます。

第7款繰入金、第1項一般会計繰入金は、保険料不均一賦課に対する国県負担金を一般会計から繰り入れするものでございます。

同じく第7款、第2項基金繰入金32億3,000万円余は、後期高齢者医療給付費準備基金より前年度剰余分としての繰入金、後期高齢者医療制度臨時特例基金より各種軽減措置財源としての繰入金でございます。

第8款繰越金は、前年度繰越金でございます。

12ページの第9款諸収入、第3項雑入3億4,000万円余は、交通事故等第三者行為による保険給付費返納金などでございます。

続きまして、歳出でございます。

第1款総務費7億6,000万円余につきましては、制度運営を行うための事務経費でございます。主なものとしましては、第1目一般管理費第12節役務費は、医療費通知等の通信運搬費及び国保連電算処理手数料でございます。

第13節委託料は、後期高齢者システム等の電算委託料などございまして、特に新年度予算では標準システム更改に伴う新システムの機器更改委託などにより、本年度予算より増額となっております。第19節負担金補助及び交付金は、業務課職員18名の職員派遣負担金などでございます。

第2目連合会負担金は、レセプト点検などの国民健康保険団体連合会への負担金でございます。

続きまして、第2款保険給付費は本会計のほとんどを占める医療給付費でございます。第1項療養諸費 2,259億4,000万円余は、診療等にかかった費用の窓口でお支払いをしていただいた自己負担額を除く費用を、医療機関などにお支払いをする療養給付費などがございます。

また、第4目審査支払手数料につきましては、レセプトを審査し、医療機関に診療費用をお支払いする手数料でございます。

第2項高額療養諸費 94億7,000万円余は、高額医療に対して被保険者に給付する高額療養費並びに高額介護合算療養費で、第3項その他医療費 7億1,000万円余は葬祭費でございます。

第3款県財政安定化基金拠出金 1億6,000万円余は、医療給付費高騰や保険料滞納などの制度運営リスクのために、県が設置している財政安定化基金に積み立てるため県に拠出を行うものでございます。

第4款特別高額医療費共同事業拠出金は、レセプト 800万円を超える高度高額医療の高額療養費に補てんする目的で、全国の広域連合で拠出している共同事業でございます。

16ページの第5款保健事業費 1億7,000万円余は、市町村で行っていただいている健康診査事業に対する補助金でございます。

第6款基金積立金は、基金から発生する利息をそれぞれの基金に積み立てを行うものでございます。

第7款諸支出金は、世帯構成や所得額の変更により、保険料額が変更した場合などの過払いにより、お支払いをする還付金及び加算金でございます。

第8款予備費は、不測の事態に対応するため予算計上いたしております。

18ページでございますが、事務費について後期高齢者人口割で市町村にお願いをしております負担金明細でございます。

19ページにつきましては、業務課職員 18名の給与費明細額で、その他の手当は時間外勤務手当でございます。

以上で平成24年度一般会計並びに特別会計の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第3号及び議案第4号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

議案第3号及び議案第4号について質疑を行います。

質疑の通告がございますので、発言を許可いたします。

1 番、黒見議員。

○1 番（黒見 節子君）〔登壇〕

1 番、黒見です。議案第 4 号について質問をさせていただきます。電算処理システムについて、それから療養給付費についてです。

電算処理システムのことですけれども、一般管理費の電算処理システム改修について委託料が 3 億 2,269 万 6,000 円というふうになっております。昨年より 2 億円ほど増額になっているというふうに思います。今のシステムで不都合なところがどこかにあったのかなあというふうに思いますので、不都合なところがありましたらお教えてください。

それから、一般質問でお尋ねしたことなのですが、経費に対する歳入のことです。歳入の項目です。全国協議会の要望書の中にも「多額の費用をかけて構築した電算処理システム、市区町村システムなどの情報資産を可能な限り活用するとともに」と書いてありますし、それから「経費については市区町村システムを含め、国の責任において全額措置すること」という要望が出されています。経費に対する歳入の項目は、どの項目に今回の場合見込んでおられますか。

それから、国の負担についてお尋ねです。全国一律にシステム更改をするから改修が必要ということでした。全国協議会の臨時会議でも、そして発言や要望書の重点要望の中にも、「電算処理システムについて必要な経費は、市区町村を含め国において負担し」というふうにあります。国の負担はどのような形で、岡山県そして市町村に行われるというふうに見込んでいらっしゃるのでしょうか。

2 件目は療養給付費についてです。議案説明のときに、療養給付費 2,248 億 5,197 万円で伸びを 2.37%と見込んで算出したという説明がありました。岡山県の 1 人当たりの医療費は全国的にどのような状況でしょうか。また、県内の 1 人当たりの給付費の状況は、各自治体でどのような状況になっておりますでしょうか。お教えてください。

それから、以前から療養給付費等それから健康保持増進事業との関係性が気になって、何度かお尋ねをしております。その関係についてですけれども、先ほどお尋ねしました県内の療養給付費なのですが、各自治体で取り組まれている健康保持増進事業が、その自治体の療養給付費にどのような影響を与えているか、関係があるのかないのかなど、どのような状況になっておりますでしょうか。健康保持増進事業が療養給付費に効果があると判断ができますでしょうか。どう事務局としては分析をされていらっしゃるのでしょうか。お教えてください。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

それでは、事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）〔登壇〕

黒見議員の御質問に順次御答弁をさせていただきます。

まず、電算処理システムについての御質問でございますが、お尋ねの電算システムにつきましては、平成 19 年 9 月に現在のシステムを導入いたしております。したがって、平成 24 年 8 月をもちまして、丸 5 年が経過いたすところでございます。

電算機器につきましては、5 年が経過をいたしますと、機械が故障したときの代替部品が調達できないというケースも多々ございます。そういった場合、業務の遂行が妨げられることも懸念されておるわけでございます。また、新規の機械につきましては、OS など

の互換性の問題もございませぬため、単純に壊れたからといって代替に取りかえるということもできないケースもございませぬ。

一方、現在では非常に膨大なデータ量の処理を行っておりますが、この処理に時間がかかり過ぎて、年次更新事務などの際には非常に支障を来していることなど、いろいろ問題も生じております。そういった全国的に抱えております諸問題を解決するために、国・中央会、国保中央会において、全国で機器更改を行うこととなったものでございませぬ。

次に、費用負担についてでございますが、御指摘のように国において全額負担することの要望をこれまでもいたしておりますが、先般国が開催した市町村担当者及び広域連合事務局長会議におきまして、機器更改部分については地方交付税により措置を行う旨の説明があったところでございませぬ。後期高齢者医療制度の行く末は不透明ですが、新しい制度となる場合には、システム関係経費は全額を国に負担していただきますよう、引き続き要望してまいりますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

次に、療養給付費についての御質問でございます。1人当たりの給付費の伸び率につきましては、国の平均とほぼ同様の2.37%と予測いたしております。また、本日資料も議長のお許しをいただきまして配付をさせていただいております。その資料のとおり平成22年度実績における1人当たりの給付額は、全国平均は82万3,351円で、岡山県は86万4,732円でございます。地域的には西日本のほうが高く、東日本が低い傾向にございませぬ。また、県内で見ますと県南のほうが高く、県北が低い傾向にあるようでございます。よろしくお願ひいたします。

次に、健康増進と療養給付費との関係性でございます。これにつきましても、お手元のほうに資料を配付させていただいておりますが、その資料を御参照いただければと思ひます。しかし、細かい調査につきましては、調査や分析は現在いたしておりませぬので、何とぞよろしくお願ひいたします。

以上で答弁を終わらせていただきます。ありがとうございます。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

1番、黒見議員。

○1番（黒見 節子君）

どうもありがとうございます。

電算処理システムであちこちで、私、学校に勤めておりましたので、全く動かなくなってしまうパソコンとかというのには、とても苦勞しておりましたけれども、これも機械に振り回されてしまっているなというふうに感じております。お仕事をしてくださっていてその時間がかかると、それから故障が起きた場合に部品がないということで、これからやはり5年か10年もつような機械を開発してもらふことも大事ではないかなというふうには、ここには関係がない話ですが思っております。

事務局長会議でも地方交付税で措置ということなので、どこに入ってくるかわからないようなことではなくて、引き続き、国がつくったシステムなので、国がつくった制度だったら、それに対しての保証をきちんと国がしていくべきだろうというふうには思ひますので、ぜひ国に出していただけるように要望を出していただけたらというふうには思ひます。お願ひをしておきます。

それから、療養給付費なんですけれども、資料、データをいただきましてありがとうございます。

した。これを見させていただいて、地域性とか、それから把握できる人数の規模というのは、大きいのではないかなというふうにこのデータを見て感じました。本当に岡山市の7万人の人たちと、それから西粟倉の363人、どう見ても把握できる数と把握できない数というふうに考えられます。事務局として分析とか、そういうことはしていらっしゃらないということなんですけれども、ぜひこのデータを市町村担当者会で出されたかどうか、まずお伺いをしたいというふうに思いますが、お願いします。

○議長（則武 宣弘君）

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）

再質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目のシステムの関連でございます。システムの関連につきましては、私どもも議員さんのおっしゃるとおり、非常に機械そのものはこれはいたし方ないことなんです、こういったシステムを動かすこと、あるいは特に今回は機器更改するようなことについては、費用も非常に負担が大きいので、ぜひ国のほうで全額とにかく負担してくれという要望はこれまでもさせていただいております。

また、引き続いて結果、どうなるのかわかりませんが、要望については議員さんがおっしゃられたように続けていきたいというふうに思いますし、反対に新システム、制度が変わったときの費用負担につきましても、改めて強く国のほうに要望してまいりたいというふうに思います。

次に、分析の問題で市町村のほうに示されたかというお尋ねでございます。これは市町村の担当者会議を開いておりますが、この資料は示させていただいているところではございません。状況に応じて、そういったものも示しながら話をしていくということも必要であらうかと思っておりますので、そういうふうに今後考えていっていきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（則武 宣弘君）

1番、黒見議員。

○1番（黒見 節子君）

ありがとうございました。

ここの先ほど確認した委託料のところ、昨年度よりも2億円ほど多いということで、多分この8ページにあります、事務費負担金、市町村支出金に入っているこの2億円がそうではないかなというふうに思います。市町村それだけでなく財政が厳しいと津山市も出ているんですけれども、ぜひその負担を国でというふうに強く強く要望を出していただけたらと思います。

それから、この健康診査等給付費の表ですけれども、すごく90万円、1人当たりの給付費が90万円を超えているのが5市町村あって、その4市町村は健康診査受診率というのが一桁台だというふうに思うんです。先ほどの市町村の担当者のことお願いしましたけれども、市町村担当者の会議でぜひこの表とかで、それぞれで情報交換とか意見交換とか分析とかしていただいて、お互いどのようなことを健康診査受診率を上げるためにしているとか、そういうことも含めて県内の状況を把握していただく資料をぜひ出していただいて、検討いただけたらというふうに思います。要望です。

以上です。

○議長（則武 宣弘君）

では答弁よろしいですね。

○1番（黒見 節子君）

はい。

○議長（則武 宣弘君）

以上で通告による質疑は終わりました。これをもって質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はございませんので、討論を終わります。

これより議案第3号及び議案第4号を採決いたします。

まず、議案第3号について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

御異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第4号について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（則武 宣弘君）

起立全員でございます。よって、議案第4号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7 議案第5号「岡山県後期高齢者医療広域連合後期

高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」

○議長（則武 宣弘君）

次に、日程第7、議案第5号「岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

○広域連合長（高木 直矢君）

はい、議長。

○議長（則武 宣弘君）

広域連合長。

○広域連合長（高木 直矢君）〔登壇〕

ただいま上程いただきました議案第5号「岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、冒頭のあいさつの中でも申し上げ

げましたとおりの状況でございます。

まず、平成 24 年・25 年度の保険料率について、所得割率を 100 分の 8.97%、そして均等割額を 4 万 5,000 円に改定し、保険料の賦課限度額は 50 万円から 55 万円に改定、西栗倉村に適用する不均一賦課料率等の改定、さらに被保険者に係る軽減特例措置並びに低所得者に対する均等割 8.5 割減額を平成 24 年度も継続するため、それぞれ関連する条項を改正するものでございます。

よろしく御審議を賜り、御承認をいただきますようお願いを申し上げまして、提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第 5 号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

議案第 5 号について質疑を行います。質疑の通告がございますので、発言を許可いたします。

1 番、黒見議員。

○1 番（黒見 節子君）〔登壇〕

1 番、黒見です。議案第 5 号について 2 件お尋ねをいたします。

1 件は保険料の算定の根拠についてということで、保険料率の改定の影響の試算について、2 回目に料率の改定になっています。保険料の改定に伴って、どのような試算をされて今回の均等割、所得割の率を提案されたのでしょうか。算定の根拠をお教えてください。2 年前の 1 回目の改定の際に保険料について、あのときも保険料率が上がりましたが、広域連合議会、その後行われるようになっていきます市町村の担当者会などで、何らかの意見がありましたでしょうか。お教えてください。

それから、保険料率の微調整のことですが、保険料率の微調整の試算のこと、それから負担の微調整についてお尋ねをいたします。後期高齢者のほとんどが年金で生活を支えている状況の中で、9 割軽減など負担軽減が実施されている意味は十分理解ができます。安いほうがいいに決まっていますのでそれは納得できますが、ただ支払基金の母体になっている若年者の雇用状況が随分厳しいのではないかというふうに思っています。

雇用が不安定になっていること、それから正規労働者も賃金カットされている、その状況が増えていく中で、若い人たちが高齢者になっていく 30 年後の生活不安というのを私も心配しています。相互扶助はわかるんですけども、後期高齢者の軽減率の微調整を考えると、例えば 9 割軽減を 8.5 割、もしかすると 8.8 割軽減とか、そういう細かい単位で軽減率の微調整については計算されていないのでしょうか。全国協議会ではそのような論議はありませんでしたでしょうか。お教えてください。

それから、保険料の負担の微調整のことなんですが、大卒の負担のことです。あと 10

年ぐらいたつと、団塊の世代が後期高齢者医療の対象者になってきます。これからの政治状況の中でこの制度が大幅に改正されるかもしれませんが、すぐに制度変更はできないだろうというふうに考えます。今後長期的な見通しが必要ではないだろうかと思っています。5年後、10年後、15年後ということです。戦争という国の政策が原因でできたのが今の団塊の世代であって、私は国がその世代への責任を果たす義務があると、義務は国にあるのではないかというふうに考えています。

料率改定の機会に、制度がつくられたときの国・県5割、それから若年者負担4割、それから被保険者1割という枠を微調整して、国・県の部分を5.1割ではどうか、5.2にしたかどうかということを試算して増額を少しずつしていくということで、国・県の負担を増やしていく。そのことについては、どう考えておられますでしょうか。全国協議会でそのことを提案をしてくださるお考えはありますか。お尋ねをいたします。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）〔登壇〕

黒見議員の保険料率の改定の影響、試算ということで、何点か御質問をいただきましたので、逐次御答弁をさせていただきます。

まず、後期高齢者医療制度の保険料につきましては、給付費等の必要となる経費をこれまでの実績値などにより算定をいたしまして、その費用を賄う国県市町村の公費が約5割、若年者支援金が約4割等々の収入を算定いたしております。その差し引いた不足分約1割になりますが、この1割部分を被保険者の方々に納めていただく保険料収入と見込むこととなっております。

その際、そのままでは保険料率の上昇が高くなり、保険料が非常に負担がかかるということから、国の指示により剰余金や財政安定化基金の交付金を収入として見込みまして、保険料収入見込みの負担を軽減いたしておるところでございます。そして、この保険料収入見込み額を国から示した基準で定めた条例によりまして、全国の1人当たり所得額と岡山県の1人当たり所得額の比率から均等割総額と所得割総額を算出いたしまして、それを被保険者数や所得総額で除することによって、均等割額、所得割率を算定いたしているところでございます。基本的には、この制度をつくられた元からあります保険料算定の方式に基づきまして、数字を当てはめまして率を割り出しているところでございます。

前回改定時のときからの意見でございますが、均等割を増額いたしまして所得割率を少し下げたらどうかというふうな御意見がございました。これは前回黒見議員からも同様な御質問をいただいております。これにつきましても、今御説明をいたしましたような算定式により算定した結果でこの数字が出ております関係で、そのあたりを御了承を願ったところでございます。単に率が高いからこの部分を下げるといふ形は、そういう形の算定はできない状況ではございます。あくまでも公式といいますか、式に数字を当てはめて出てきた数字が、この結果ということでございます。

次に、軽減率や公費負担割合の微調整についてでございます。この調整につきましては、そもそも制度が国が制度設計をする際の根幹部分として構築していることございまして、広域連合としては実際問題、率を幾らいくらにするとかというふうな形のものにはめるといふことはできません。したがって、この問題についての算定はいたしておりません。

このことにつきましては、全国協議会でも特段議論はなされてはおりません。

ただし、後期高齢者負担率が年々毎年増加をしているような状況でございます。この後期高齢者負担率の上昇の幅や、あるいは国の費用負担の問題、こういったものについては全国協議会でもいろいろ論議をされておまして、それとあわせて先ほどからお話をしております要望書の中に、そういったものの要望も行っているところでございます。今後につきましても、必要に応じてそういった問題は要望してまいりますつもりですし、また新たな新しい制度の折りには、当然国の負担の問題というのは制度自体を大きく左右しますので、あわせて要望していくことはございますので、御理解をお願いいたしたいと思えます。よろしくお願ひします。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

1番、黒見議員。

○1番（黒見 節子君）

ありがとうございました。

式に入れて計算をしたというふうに言われるのは、もう仕方がないのかなというふうに思いますけれども、そのほかの後期高齢者の人数そのものがキャパが大きいので、本当に薄く0.1上げたとしても下げたとしても、すぐ金額が動いていくというふうに思います。後期高齢者の負担率の問題とか、それから国の費用負担、全国協議会で論議されているということです。ぜひそこですべての世代、できるだけ多くの世代が安定した暮らしができるような、そういう負担率を探っていただければありがたいというふうに思います。

特に質問はありません。お願いだけして終わります。

○議長（則武 宣弘君）

以上で通告による質疑は終わりました。これをもって質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより議案第5号について、起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第5号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（則武 宣弘君）

賛成全員であります。よって、議案第5号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8 議案第6号「岡山県後期高齢者医療広域連合監査

委員の選任について」

○議長（則武 宣弘君）

次に、日程第8、議案第6号「岡山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

○広域連合長（高木 直矢君）

はい。

○議長（則武 宣弘君）

広域連合長。

○広域連合長（高木 直矢君）〔登壇〕

ただいま上程いただきました議案第6号「岡山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」でございます。監査委員につきましては、広域連合規約第16条第1項におきまして、2人を置くこととされております。そのうち現在空席となっております連合議会議員の監査委員につきましては、山崎親男氏を選任いたしたく提案させていただくものでございます。

選任の御同意をいただきますようお願いを申し上げます。〔降壇〕

〔13番 山崎 親男君 退席〕

○議長（則武 宣弘君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第6号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

議案第6号について質疑の通告はございません。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより議案第6号について、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第6号は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

御異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

〔13番 山崎 親男君 着席〕

○議長（則武 宣弘君）

以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして岡山県後期高齢者医療広域連合議会、平成24年2月定例会を閉会いたします。

本日は大変に御苦労さまでございました。

午後2時48分 閉会

平成24年2月定例会一般質問発言通告一覧表

順序	氏名	件名
1	田辺昭夫	○後期高齢者医療制度の今後の動向について ○健診率向上について ○運営協議会の設置について
2	黒見節子	○全国協議会の要望書の内容について ○当事者、地域の意見収集の場について ○還付金等詐欺対策について

平成24年2月定例会議案質疑発言通告一覧表

議案番号	氏名	質疑内容
議案第2号	田辺昭夫	平成23年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
議案第4号	田辺昭夫	平成24年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について
議案第4号	黒見節子	平成24年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について
議案第5号	田辺昭夫	岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
議案第5号	黒見節子	岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

平成24年2月定例会討論（反対）発言通告一覧表

議案番号	氏名	質疑内容
議案第4号	田辺昭夫	平成24年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について
議案第5号	田辺昭夫	岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第123条第2項の規定により、

本会議の顔末を証するため、ここに署名する。

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長 則 武 宣 弘

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 草 加 信 義

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 松 原 繁 之